

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育

並びに協働取組の推進に関する基本的な方針

【改定案（たたき台）】

## 目 次

はじめに	.....
1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項	.....
（1）私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全	.....
（2）環境保全のために求められる人間像	.....
（3）取組の基本的な方向	.....
① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向	.....
ア 気候変動への対応等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性	.....
イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性	.....
ウ 個人の行動変容が社会システムの変革につながることの重要性	.....
エ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備	.....
② 環境教育の推進方策についての取組の方向	.....
ア 環境教育がはぐくむべき能力	.....
イ 環境教育に求められる要素	.....
ウ 環境教育において特に重視すべき手法	.....
（i）体験活動を通じた学びの実践	.....
（ii）多様な主体同士の対話を通じた学びの実践	.....
③ 協働取組についての取組の方向	.....
2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	.....
（1）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方	.....
① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する考え方	.....
ア 国民、民間団体、事業者等との連携	.....
イ 自発的な意思の尊重	.....
ウ 適切な役割分担	.....
エ 参加と協働	.....
オ 中間的な支援	.....
カ 公正性、透明性の確保	.....
キ 継続的な取組	.....
ク 機会均等、公平性の確保	.....
ケ 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解	.....
コ 環境・経済・社会の統合的向上と様々な公益への配慮	.....

② 環境教育の推進方策に関する考え方	.....
ア 環境教育を進める手法の考え方	.....
イ 環境教育を進めるための施策の考え方	.....
③ 協働取組の推進方策に関する考え方	.....
ア 協働取組を進める手法の考え方	.....
イ 協働取組を進めるための施策の考え方	.....
<b>(2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策</b>	.....
① 学校、地域、社会等幅広い場における環境教育	.....
ア 学校における環境教育	.....
イ 地域等幅広い場における環境教育の推進	.....
ウ 若者の社会参加の促進	.....
エ 人材・組織の育成・活用	.....
オ プログラムの整備	.....
カ 情報の提供	.....
キ 各主体の連携	.....
ク 環境教育の更なる改善に向けた調査研究	.....
② 職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組	.....
ア 環境に関する研修等の充実	.....
イ 多様な環境保全活動への参加促進とそれを通じた学びの促進	.....
ウ 情報の提供、表彰	.....
③ 環境教育等支援団体の指定	.....
④ 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供	.....
⑤ 拠点機能整備	.....
ア 政府の拠点機能整備	.....
イ 地方公共団体の拠点機能整備に対する支援	.....
⑥ 体験の機会の場の認定	.....
⑦ 各主体間の協働取組の在り方の周知	.....
⑧ 情報の積極的公表・発信	.....
ア 政府の保有する情報の積極的公表・発信	.....
イ 公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供	.....
⑨ 国際的な視点での取組	.....
ア 国際的な動きを踏まえた国内での対応	.....
イ 国際社会との協力	.....
<b>3. その他の重要事項</b>	.....
<b>(1) 各主体間の協働取組</b>	.....
① 政府と国民、民間団体、事業者等との協働取組における留意事項	.....

- ② 政府と地方公共団体との連携強化.....
- ③ 関係府省の連携強化.....
- (2) 基本方針の達成状況の検証.....
- (3) 法の施行状況についての検討、見直しの準備.....

# 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する 基本的な方針

はじめに

私たちは人間は、一つの生物種として、この地球上の他の生物と同様に、地球全体の環境の一部を形成しています。つまり、人間と他の生物は運命共同体とも言える関係をなしており、お互いに尊い「いのち」を持つ存在として、尊重し合うべきものです。私たちが生態系の中で生きていることを理解することは、生物の、そして人間のいのちを尊ぶ心をはぐくむことにもつながります。

私たちは、化石燃料をはじめとした、地球上の様々なものや資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きています。そして、世界中の経済が相互に密接な関係を有している現在、私たちの行動が地球環境に影響を与え、また、地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えており、日本にいながら、世界の様々な場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっています。このため、私たちは「地球市民」として環境問題に取り組むことが求められています。

また、我が国は、今、環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面しています。今や本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。こうした人口動態の変化は、地域コミュニティの弱体化を招き、また、地方公共団体の行政機能の発揮の支障となり、地域の様々な行政分野と同様に、地域の環境保全の取組にも深刻な影響を与えています。

2011年（平成23年）3月の東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の事故をはじめとする甚大な人的・物的・経済的被害をもたらしました。被災地では、除染やインフラの再構築により、一定の復旧・復興は進んでいるものの、除染で発生した土壌等や放射性物質汚染廃棄物への対応を含め、復興は未だ道半ばとなっています。一方で、震災復興を契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった課題にも向き合いながら、持続可能な地域づくりに向けた新たな取組が各地で進められています。

上述の我が国の人口動態とは対照的に、アフリカ、アジア諸国を中心に世界の人口は増大しており、世界的な天然資源・エネルギー、水、食糧等の需要拡大を招き、今後、我が国経済にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

こうした我が国の様々な課題を更に深刻にしかねないのが、地球規模の環境の危機です。

2015年（平成27年）9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール及び169のターゲットを提示していますが、この中には、地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれており、これは地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感の表れと言えます。

とりわけ、気候変動による深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は、我が国にも例外なく及びうるもので、自然災害のリスクを増幅させることが深く懸念されます。2015年（平成

1 27年) 12月に採択されたパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑  
2 えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室  
3 効果ガス排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)を目指  
4 しています。これは、世界全体での脱炭素社会(今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出  
5 量と吸収源による除去量との均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)を達成すること。)  
6 の構築に向けた転換点となりました。

7 また、地球規模での無秩序な開発や気候変動等の地球環境の変化により、多様な遺伝資源  
8 の減少・消失を含む生物多様性の危機に瀕し、生態系サービス(人々が生態系から得ること  
9 ができる、食料、水、気候の調節などの様々な便益)が劣化し、世界の食料需給は中長期的  
10 な逼迫が懸念されます。

11 さらには、マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難  
12 分解・高蓄積性の有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しています。

13 こうした背景のもと、環境教育と持続可能な開発のための教育(ESD)は一体的に実施さ  
14 れていく必要があります。

15 ESDは、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物  
16 多様性の損失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々  
17 な問題を、各人が自らの問題として捉え、問題の根本的な要因等にも目を向け身近なところ  
18 から取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたら  
19 し、もって持続可能な社会へ変革していくことを目指して行う学習・教育活動です。我が国  
20 の提唱により開始された2005年(平成17年)から2014年(平成26年)までを「国連持  
21 続可能な開発のための教育の10年」として、2015年(平成27年)から2019年(令和元  
22 年)までを「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」として、また現  
23 在は、2020年(令和2年)から2030年(令和12年)におけるESDの国際的な実施枠組  
24 みである「持続可能な開発のための教育:SDGs実現に向けて(ESD for 2030)」のもと、  
25 ESDの取組が国際的に進められています。2019年(令和元年)の国連総会決議においても、  
26 ESDがSDGsの全てのゴールを達成するための鍵であることが確認されています。また、  
27 「ESD for 2030」を踏まえ、2021年にESDに関する関係省庁連絡会議において策定され  
28 た「第2期ESD国内実施計画」においても、「ESD for 2030」において示された5つの優  
29 先行動分野における、多様なステークホルダーのコミットメントに資する計画が示されてい  
30 ます。

31 さらには、2017年(平成29年)3月に告示された小・中学校の学習指導要領及び2018  
32 年(平成30年)3月に告示された高等学校学習指導要領においては、全体の内容に係る前  
33 文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲  
34 げられ、「カリキュラム・マネジメント」の実現や「主体的・対話的で深い学び(アクティ  
35 ブ・ラーニング)」の視点からの授業改善を図っていくことが示されました。また、2023年  
36 (令和5年)6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画においても、総括的な基本方針  
37 として「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられ、今後の教育政策に関する5つの基本  
38 的な方針や今後5年間の教育政策の目標と基本施策において、ESDの推進が言及されてい

1 ます。

2 環境保全活動・協働取組の推進については、2010年（平成22年）に国連環境計画（UN  
3 EP）により「環境事項における情報アクセス、市民参加及び司法アクセスに係る国内立法  
4 の発展に関するガイドライン」が採択されました。また、SDGsにおいて、「持続可能な開  
5 発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あら  
6 ゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する（ゴール16）」、「持続  
7 可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する（ゴー  
8 ル17）」といったゴールが示されました。国内においても、「地域における多様な主体の連  
9 携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）」  
10 の制定、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平  
11 成29年法律第51号）」による国内希少野生動植物種の提案募集制度の制定など、環境保全  
12 への参加・協働を促進するための法制度が整備されてきています。

13 政府としては、こうした背景を踏まえつつ、「環境教育等による環境保全の取組の促進に  
14 関する法律（平成15年法律第130号）」（以下「法」という。）に基づき、国民、事業者、民  
15 間団体、地方公共団体等様々な主体の自発性を尊重し、これらと協働しながら持続可能な社  
16 会づくりに共に取り組んでいきます。

17

18 1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本  
19 的な事項

20

21 （1） 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

22

23 現代社会が直面する環境問題は、深刻さを増しており、それらに向き合い、持続可能な社  
24 会を実現するためには、社会経済システムの変革が求められています。そのため、あらゆる  
25 主体が環境保全活動に参画し、推進していくことが必要です。「持続可能な開発」という考  
26 え方は、「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が1987年（昭和62  
27 年）に公表した報告書「我ら共有の未来」の中で提唱されたことで広く知られるようになり、  
28 その内容は国際的な議論等の中で深められ、2015年の国連総会で採択された「持続可能な  
29 開発目標（SDGs）」につながりました。現在、その理念や考え方として、以下の5つの共通  
30 的理解があります。

31 第1は、環境のもたらす恵みを将来世代にまで引き継いでいこうという、長期的な視点を  
32 持っている点です。

33 第2は、地球の大自然の営みとのきずなを深めるような新しい社会や文化を求めている点  
34 です。地球の生態系の一員として環境を維持し、その中の生物やその他の環境との共存共栄  
35 を図る中で人々が生き、暮らすことが、持続可能な社会の一つの要件と考えられています。

36 第3は、人間としての基礎的なニーズの充足を重視し、他方で、浪費を退けるような新し  
37 い発展の道を実践することにより、世界全体で社会経済の持続可能性を高めようとしている  
38 点です。

1 第4は、多様な立場の人々の参加、協力、役割の分担が不可欠であるとしている点です。  
2 その際、脆弱な立場におかれた人々を含む一人ひとりの人権を尊重し、すべての人の参加を  
3 保障することで、「誰一人取り残さない」公正な社会の実現を目指すことも強調されるよう  
4 になっています。

5 第5は、持続可能な開発の実現には、物質的な豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え  
6 方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を問い直し、わたしたちが  
7 暮らす社会を大胆に変革する必要があるという点です。

8 SDGsでは、ESDが、その目標の一つに位置づけられるとともに、SDGsの17全ての目  
9 標の実現に寄与するものであることが国連総会において確認されています。さらに、SDGs  
10 の概念構造が共有されるなかで、健全な経済社会活動には健全な環境の基盤が欠かせないと  
11 の認識が世界的に定着してきました。

12 こうした理念や考え方を踏まえた我が国としての持続可能な社会づくりを目指し、法に基  
13 づく措置を進めていく必要があります。

14 環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑にかかわっている現代において、健全で恵み  
15 豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側  
16 面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全・公正で持続的である必  
17 要があります。自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、DXを活用しながら、経済社会シス  
18 テムの変革を導き、「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発  
19 展できる」文明の構築を図るとともに、我が国の安全保障に資する観点からも、食料・エネ  
20 ルギー・資源など他国の自然資本への依存度を下げ、地球規模での気候変動、生物多様性、  
21 汚染の危機を軽減しなければなりません。こうした健全な物質・生命の「循環」を実現する  
22 とともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図  
23 り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要です。このような循環共生型の  
24 社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であるといえます。  
25 誰一人取り残すことなく、こうした社会への変革を実現していくことが重要です。

26 また、国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要が  
27 あります。各地域がその特性をいかした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自  
28 立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、  
29 より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり  
30 （人、資金等））を構築していくことで地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を創  
31 造していくことを目指すことが必要です。

32 このために、多様な主体の参加によるパートナーシップは、今後、より重要となってきま  
33 す。これにより、多角的な視点を養うことができ、環境・経済・社会の統合的向上の具体化  
34 を図るための人材の育成につなげることが可能となります。すなわち、パートナーシップの  
35 充実・強化は人づくりにも資するものです。

36 さらに、これらを実現するためには、社会の仕組みや一人ひとりの行動の変容、ライフス  
37 タイルの転換が重要であり、これらの変容等を促す普及啓発や情報提供とともに、変容等を  
38 支える環境教育等が必要です。



1  
2 (2) 環境保全のために求められる人間像

3  
4 環境保全を推進していくために求められる人間像は、各地域・組織の特性やその時々  
5 状況・場面によって異なることを前提としつつ、例えば以下が挙げられます。

- 6  
7 ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すこ  
8 とのできる人間  
9 ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間  
10 ・他者と対話し、合意形成することのできる人間  
11 ・「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりを想像し、理解することのできる人間  
12 ・他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流す等の協働することのできる人間  
13 ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間  
14 ・既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

15  
16 こうした観点は、環境保全を含む、持続可能な社会づくり全般を支えます。また、こうし  
17 たちからは、環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育・学  
18 習を通じて育成されます。

19  
20 (3) 取組の基本的な方向

21  
22 ① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向

23  
24 ア 気候変動への対応等の課題にあらゆる主体が自ら取り組むことの重要性

25  
26 持続可能な社会を実現するためには、経済や社会活動の基盤となる環境の劣化を防ぎ、環  
27 境収容力の臨界的な水準から十分に余裕を持って維持するだけでなく、「循環」の質を高め、  
28 環境の回復・充実・持続可能な利用を積極的に図ることが不可欠です。環境という私たち共  
29 通の生存基盤を保全するためには、個人、家庭、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体  
30 が、自らの課題として取り組む必要があります。こうした自覚を持った主体による自発的な  
31 取組は、自主性を基にした創意工夫により、より効果的な取組の枠組みをつくり出し、取組  
32 を更に進める原動力となります。さらに、各主体の参加により、環境問題にとどまらない様々  
33 な問題を地域や社会の中で自律的に改善し、持続可能な社会を多面的につくっていく力にも  
34 つながります。

35 気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面す  
36 る課題は、近年より深刻さを増し、こうした自発的な取組の必要性は高まっています。法に  
37 いう環境保全活動は、持続可能な社会の実現に向け、これらの課題に自発的に考え取り組ん  
38 でいこうとする活動です。政府は、法に定める基本理念に基づき、また、気候変動対策その

1 1 他の課題への取組の確固たる基盤とするべく、環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増  
2 2 進のための活動を促進する施策を講じていきます。

#### 3 4 イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性

5  
6 1992年（平成4年）の「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「環  
7 境と開発に関するリオ宣言（リオ宣言）」においては、環境問題は、それぞれのレベルで、  
8 関心のあるすべての市民が参加することによって、最も適切に扱われると記述され、民間団  
9 体その他の様々な主体の環境保全への取組が重要であり、かつ、不可欠であることが明らか  
10 にされました。

11 持続可能な社会づくりのためには、上記アで示すように社会を構成する個人、家庭、民間  
12 団体、事業者、行政等が、環境問題への取組を自らの問題としてとらえ、自発的に活動する  
13 ことに加え、それぞれの主体がお互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担をし  
14 て取り組むとともに、そうした取組が社会全体に広がっていくよう、持続可能な社会づくり  
15 に資する知見や経験等を共有するなどして、あらゆる主体に取組が広がっていくことが重要  
16 です。

17 特に、喫緊の課題となっている気候変動への対応や生物多様性の喪失等については、あら  
18 ゆる主体に取組が広がっていくことが必要であり、温室効果ガスの排出削減対策及び吸収源  
19 対策や、気候変動による被害の回避・軽減等を図る適応策、自然と共生する社会の実現等の  
20 具体的な成果に結びつくようこれらの政策を統合的に進めていくことが重要です。

#### 21 22 ウ 個人や組織の変容が社会システムの変革につながることの重要性

23  
24 2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択文書では、その  
25 タイトルにおいて「私たちの世界を変革する（Transforming our world）」こと、すなわち  
26 社会変革を求めています。しかも、そのために残された時間は少なく、特に気候変動におい  
27 ては、1.5℃目標の達成に向け、今後、2030年頃までの10年間に行う選択や実施する対策  
28 は現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも言われています。

29 前述のとおり、持続可能な社会づくりのためには、社会を構成する様々な主体による自発  
30 的な取組と、そうした取組があらゆる主体に広がっていくことが重要ですが、気候変動をは  
31 じめとする環境問題の多くは、個人の行動変容の積み重ねだけで解決できるものではなく、  
32 私たちを取り巻く社会システムそのものの変革を早急に行うことを必要としています。その  
33 ためには、個人と組織、社会との相互作用を意識しつつ、環境問題に関わる立場や価値観の  
34 異なる多様な主体の間との対話を通じて、自分たちの組織や地域のありたい姿を共有し、協  
35 働していくことが重要です。

36 持続可能な社会の実現に向け、個人の意識や行動の変容のみならず、組織や社会システム  
37 の変容へとつながるような環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促  
38 進する施策を進めていきます。

1  
2 エ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進め  
3 る環境の整備  
4

5 持続可能な地域づくりのためには、あらゆる主体が環境保全活動等に自発的に取り組むと  
6 ともに、こうした取組が社会全体に広がることで、社会システムそのものを変革していくこ  
7 とが必要です。そうした取組が、家庭、学校、職場、地域等において進められるよう環境を  
8 整備していくことが重要です。

9 自発的な活動を支える枠組みとして、1998年（平成10年）に「特定非営利活動促進法  
10 （平成10年法律第7号）」が制定され、その後、民間活動の促進に関連した法律の整備が進  
11 められてきました。こうした枠組みにより民間活動が社会の中に位置付けられ、更に取組が  
12 活発化する等の効果が得られました。加えて、税制、助成、事業委託等により活動の経済的  
13 基盤が形づくられています。民間活動を支援するためには、自立的な活動を支える観点、行  
14 政や事業者との効果的な連携促進の観点から仕組みの整備や運用を進めていく必要があり  
15 ます。また、自発的な活動の重要性、自主性を尊重した取組の在り方についての各主体の理  
16 解を深める必要があります。

17 さらに、体系的な環境保全活動等を行うためには、多様な主体による連携が不可欠です。  
18 そのためには、活動の場で参加者の自発的な行動を上手に引き出したり促進したりする役割  
19 （ファシリテーター）、環境保全について異なる認識を持つ様々な人や組織の間の調整やネ  
20 ットワークづくりを行う役割（コーディネーター）、活動を加速化させる役割（アクセラレ  
21 ーター）は欠かせないものであり、こうした役割を担う人が安定して活動できるような環境  
22 にしていく必要があります。

23 特に、地域における環境保全活動は、住民や民間団体等が参加し、地域ぐるみで循環共生  
24 型の社会づくりを目指すことが大切です。シェアリングエコノミー、サブスクリプションの  
25 サービスや、リユース、リペア、リファービッシュ、リマニュファクチュアリング等の製品  
26 の利用、廃棄物処理施設など環境保全関連施設の見学、自然とのふれあい、地域づくり等の  
27 体験を通じて、環境と社会・経済とのつながりを実感していくことは重要です。また、地域  
28 循環共生圏、ひいては環境・生命文明社会の形成につなげていくため、都市部や地方部の交  
29 流など、地域を越えたつながりを構築していくことが求められます。政府としては、家庭、  
30 学校、職場、地域等に対して、環境の保全に関する情報又は機会の提供等の支援を行い、各  
31 種行事等の自発的な活動が、主体性をいかしながら自律的に社会経済や地域の中で定着し、  
32 地域を越えた交流や対話が促進されるよう、その環境づくりを進めます。

33  
34 ② 環境教育の推進方策についての取組の方向  
35

36 環境教育については、1972年（昭和47年）の「ストックホルム人間環境宣言」において  
37 その重要性が指摘され、その後、様々な国際会議での議論において、環境教育の目的は、①  
38 環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する

1 態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが示されてきました。知識習得  
2 だけでなく行動に結びつくことが重視され、様々な主体により取組が進められてきました。  
3 そうした中、私たちの社会は、今まさに気候変動を始めとした地球規模の様々な危機に直  
4 面しており、世界を持続可能な社会に変容していくことが求められています。そのためには、  
5 個人による行動変容の積み重ねにとどまらず、社会のリーダーも含めあらゆる主体が、多様  
6 な主体と協調しながら、社会に働きかけ、社会を変革していくことが必要です。行動変容の  
7 みならず、持続可能な社会に変革していく人材を育てることが環境教育の重要な目的と言え  
8 ます。その点において、ESD は、正にこうした地球規模での問題の解決に向け、自分と社  
9 会とのつながりを意識しながら、様々な問題を自分事として捉え、人々の価値観や行動等の  
10 変容と社会変革を実現し、持続可能な社会を構築していくことを目指す教育・学習の取組で  
11 あり、学校や職場、地域等様々な場で実践される必要があります。

12 さらに、実践の際は、SDGs の考え方も活用し、環境分野のみならず、環境・経済・社会  
13 を統合的に向上させ、かつ、後述する協働取組と相互に関連させながら地域づくりを進める  
14 視点をもって取り組むことが重要です。また、こうした学びの機会には、地域や生育環境、経  
15 済状況等によって差を生じないよう配慮することが必要です。

16 環境教育は、このように、あらゆる場において、また、対象となる人の発達段階又は生活  
17 の在り方に応じ、生涯にわたって行動に結びつくような、そして社会に働きかけ、持続可能  
18 な社会に変革するような人材を育てるという視点で行われることが必要です。

19 環境教育の目標、内容、手法とその実現のための施策については、以下のような共通の方  
20 向性があり、これを踏まえて推進する必要があります。

21

## 22 ア 環境教育がはぐくむべき能力

23

24 環境教育によって育成することを目指す人間像は、1 (2)「環境保全のために求められる  
25 人間像」において示したとおりですが、そうした人間に求められる能力として、知識や思  
26 考力といった認知的な側面や、心情、態度、意欲及び感性など社会・情動的な側面の両面か  
27 ら捉える必要があり、大きくは、「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けること  
28 ができ、これらをはぐくむのが環境教育の役割だということができます。

29

### 30 ・「未来を創る力」

31 社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力

32 課題を発見・解決する力

33 客観的・論理的思考力と判断力・選択力

34 現状を批判的にとらえる力、理想とする社会像を描き示す力

35 情報を活用する力

36 計画を立てる力

37 意思疎通する力 (コミュニケーション能力)

38 他者に共感する力

1 多様な視点から考察し、多様性を受容する力  
2 想像し、推論する力  
3 他者と対話し、立場をすり合わせ、協力して行動する力  
4 地域を創り、育てる力  
5 新しい価値を生み出す力 等

6  
7 ・「環境保全のための力」

8 地球規模及び身近な環境の変化に気付く力  
9 環境問題の事象やその対策を科学的に理解し、論理的に考える力  
10 環境問題の多面性を認め、多様な視点から考える力  
11 資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力  
12 環境保全のために行動する力 等

13  
14 イ 環境教育に求められる要素

15  
16 学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。また、職場  
17 や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されています。

18 このように環境教育は、様々な場で様々な内容で実施されていますが、「ウ」において記  
19 述する手法を行うことを前提として、以下の要素を重視していきます。

- 20  
21 ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するも  
22 の、その両方を学ぶこと  
23 ・環境に関わる問題を科学的かつ客観的にとらえること  
24 ・環境に関わる問題の多面性を認め、多様な視点から公正な態度でとらえること  
25 ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷  
26 をとらえること  
27 ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと  
28 ・いのちの大切さ、いのちの支え合いを学ぶこと

29  
30 なお、いのちの大切さを学ぶことについては、この地球上でいのちのあるものは相互に関  
31 わり合い、支え合う存在であることを感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切  
32 にするようになることが必要です。

33 この際、外来種や増えすぎた野生生物が本来あるべき生態系を乱し、様々な被害の原因と  
34 なっているとき、これらの生物を駆除する活動が、他の動物や植物のいのちを守りはぐくむ  
35 ために必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことも重要です。

36 これらの内容は、身近な自然や地域の身近な課題を教材とすることで、学びに実感を伴わ  
37 せることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

## 1 ウ 環境教育において特に重視すべき手法

2  
3 環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、学習に参加する者  
4 から気付きを引き出し、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学びを  
5 深めていくことが重要です。そうした過程の中で、環境に関連する地球規模の問題を、自身  
6 の問題として自分事化するとともに、身近な問題とつながっていることの気づきを得ること  
7 が、意識や行動を変えるための一歩となります。

8 その際、自分の世界と違った世界をつなぐという視点が重要となります。人は人とのつな  
9 がりの中で、知識を得て、理解を深め、価値観を形成させていきます。身近な家族や仲間の  
10 みならず、時には、日常や人生の過程で深く接して来なかった非日常の人との出会いが、つ  
11 ながりの本質や、自身や社会等の新しい価値を発見する一助となり、心を動かす大きな要因  
12 にもなり得ます。

### 13 (i) 体験活動を通じた学びの実践

14  
15  
16 こうしたつながりを実感する上で「体験活動」は重要な手法です。そして、体験の内容は、  
17 自然体験に限られるものでなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日  
18 常の生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、自分と異なる立場の人やロ  
19 ールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。

20 また、その学びのプロセスについても、感性を働かせるというインプットだけではなく、  
21 背景を学び、それらの中から見いだした意味や価値を他者に表現するというアウトプットま  
22 でを含めた一連の過程として整理する必要があります。

23 こうした学びの実践においては、以下の点に留意することで、これまでになかった気付き  
24 や感動を得られるほか、自尊感情や創造性を高めることができます。また、実践者において  
25 も、参加者の生き生きとした表情や態度を間近に見て、自尊感情等が高まることで、新たな  
26 取組の発案・創造につなげることができます。この学びは、学校教育における環境教育の実  
27 効性の向上に寄与するほか、企業の社員教育や地域住民に対する普及啓発にも有用です。

#### 28 【体験活動を通じた学びの実践に求められる要素】

- 29 ・「学ぶ側」が主体であることを十分に意識すること
- 30 ・学び合いを促進するファシリテーションを行うこと
- 31 ・事物や事象の背後にある意味や関係性を解くインタープリテーションを行うこと
- 32 ・感性を働かせて、自ら考えるというプロセスを設けること
- 33 ・体験した場で自身の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること
- 34 ・活動に遊びや創造の要素があり、楽しいと感じられる内容であること
- 35 ・人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること
- 36 ・特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること
- 37 ・自己決定を尊重すること 等

1

2 また、この「体験活動」を通じた学びを行う際には、特定の地域からの視点を持ったもの、  
3 特定の地域を拠点としたものとする事で、上述の効果に加え、人と環境との循環と共生に  
4 関する俯瞰的な理解の促進、地域間の交流人口やその地域を応援する関係人口の増加、地域  
5 の企業や地域自体の価値・活力の向上など複合的・波及的な効果が創出され、「地域循環共  
6 生圏」の創造にもつながっていきます。こうしたものは地域間の交流を促進する体験活動と  
7 して特に積極的に進めていくことが必要です。

8 なお、持続可能な社会づくりへの参加促進という大きな目的を達成するためには、体験活  
9 動を一過性のイベントにしてはなりません。体験活動での学びが日常生活とつながるよう、  
10 実践に関わる者が、各々の実践のねらいを具体化し、実践による効果（意識や行動の変容、  
11 創造的な事例の創出等）を可視化し、改善につなげていくこと、また、実践に関わる者同士  
12 が、長期的なパートナーシップを結ぶことで、これらを共有することが重要です。この際、  
13 SDGs は各々の実践が持続可能な社会づくりにどう寄与するかというストーリーを考える  
14 上で道標となり得ます。

15

#### 16 (ii) 多様な主体同士の対話を通じた学びの実践

17

18 持続可能な社会づくりを具体的に進めていくためには、組織や地域の中の多様な対立を乗  
19 り越え、課題と目標を共有するための対話が不可欠です。多様な立場や世代、価値観が異な  
20 る人との対話を通じて、学びあい、お互いの考えをすり合わせつつ、組織や社会の変革を具  
21 体化し、自らも変容していくことが求められます。こうした対話は、人々の当事者意識にも  
22 とづく社会への参画を支えるとともに、多角的な視点や中長期的な目線の獲得を促します。

23 こうした対話は、後述する協働取組の過程において実践されることが有効であり、環境教  
24 育と協働取組はそれぞれが連関しています。

25

#### 26 ③ 協働取組についての取組の方向

27

28 持続可能な社会へ変革するためには、単独の主体だけでは限界があります。このため、国  
29 民、民間団体、学校、事業者等、そして国又は地方公共団体といった地域社会を構成するあ  
30 らゆる主体が、適切に役割を分担しつつ、対等な立場で相互に協力して環境保全活動等を行  
31 うこと、すなわち、協働取組が必要不可欠です。とりわけ、近年深刻化している気候変動等  
32 の地球環境問題を解決するためには、個人の行動変容だけでなく、社会全体の変革を実現す  
33 ることが必要であり、当事者・関係者がそれぞれの利害を越えて、自分たちの地域の将来像  
34 を共有し、地域のありたい姿の実現に向けて、それぞれの力を結集させていくことが重要で  
35 ず。

36 また、こうした協働取組においては、対話とそれに基づく信頼関係の構築、共通理解とい  
37 った協働の過程（プロセス）を通じて関係者自身にも変容が生まれます。すなわち、様々な  
38 立場や価値観を有する多様な主体との対話を通じて、同質性の高いコミュニティの中にとど

1 まっていたのでは見えにくい視点を身に付けることが期待できます。また、そこで得られた  
2 複眼的な視点は、協働の過程（プロセス）を通じて関係者間にも共有化され、地域やコミュニ  
3 ニティそのものの課題解決能力を強化させることにもつながります。このことから、協働取  
4 組は、課題解決のための手段であるとともに、地域やコミュニティの成長の源であると言う  
5 こともできます。

6 そうした協働取組を効果的に実施するためには、次に掲げるような事項に留意することが  
7 必要です。

#### 9 【協働取組の実践に求められる要素】

- 10 ・ 地域が置かれている状況についての前提理解
- 11 ・ 対等な立場と役割分担
- 12 ・ 対話に基づく相互理解と信頼醸成
- 13 ・ 中間支援組織、コーディネーター、ファシリテーター、アクセラレーター等の活用
- 14 ・ 情報公開と政策形成への参画

## 16 2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が 17 実施すべき施策に関する基本的な方針

19 政府は、持続可能な社会の構築に向け、あらゆる主体が環境保全活動に取り組んでいくた  
20 めに、1（3）で示した方向に施策を進めていきます。政府及び地方公共団体は、地域社会  
21 と連携し、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組が体系的かつ  
22 継続的に実施されるよう2（2）に掲げるような個別の措置を講ずることが求められます。

23 また、こうした措置により地域社会では、積極的に環境保全活動、環境保全の意欲の増進  
24 及び環境教育並びに協働取組に関する基盤を活用し、体系的かつ継続的に取り組むことが期  
25 待されます。

### 27 （1）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たって 28 の基本的な考え方

30 政府は、豊かな自然を保全、育成し、これと共生する社会を構築すること、循環型社会を  
31 形成し、環境への負荷を低減すること、地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会  
32 の発展を統合的に推進すること、自然体験活動その他の体験活動や協働取組の経験を通じて、  
33 環境の保全についての理解と関心、環境に対する畏敬の念を深め、気付きを「引き出す」こ  
34 と、さらに、あらゆる人や組織が対等な立場の下、対話や学び合いを通じて、個人や組織が  
35 相互に影響し合いながら、地域らしさを生かしたイノベーションを生み出し、社会変革につ  
36 ながることの重要性を踏まえつつ、以下の基本的な考え方に基づき施策を進めます。

#### 38 ① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する考え方



1  
2 ア 国民、民間団体、事業者等との連携

3  
4 持続可能な社会づくりのため、環境保全に関する施策を策定し、実施する際には、環境保  
5 全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体、事業  
6 者等の意見を十分に聴くとともに、その参加や協力を得て、適切な連携を図っていきます。

7  
8 イ 自発的な意思の尊重

9  
10 国民、民間団体、事業者等は、それぞれの問題意識や使命感、興味や関心等の自発的な意  
11 思によって環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を行っていま  
12 す。このような自発的な意思は、環境保全活動等を始めるきっかけや活動を継続していく動  
13 機となります。また、自発性は先進的で独創的な取組の原動力となります。このような自発  
14 的な意思を尊重し、施策を進めていきます。

15  
16 ウ 適切な役割分担

17  
18 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に参加する主体はそれ  
19 ぞれ異なる得意分野や他の主体にはない特色を持っています。それぞれの主体が、対等な立  
20 場を尊重し、お互いの得意分野や他の主体にはできない役割を理解した上で、いかし合い、  
21 足りないところを補い合って、適切な役割分担の下、効果的な環境教育等が行われるよう施  
22 策を進めていきます。

23  
24 エ 参加と協働

25  
26 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する自発的な取組  
27 がより大きな成果を得るためには、多くの人が、多様性を理解した上で参加し、それぞれの  
28 持つ能力、資源、資金等をいかし、協働していくことが必要です。さらに、幅広い参加と協  
29 力を得るためには、それぞれの活動について情報を発信、共有し、活動の目的や理念に賛同  
30 を得る努力を払うとともに、安定して活動できるような環境を構築していくことが必要です。  
31 特に近年深刻化している気候変動問題については、脱炭素社会の実現に向けて一人ひとりの  
32 行動変容、ライフスタイルの転換、組織や社会の変革が重要であり、これらの変容等を促す  
33 ための情報提供、普及啓発を実施するとともに、環境教育や協働取組を進めていくことが必  
34 要です。各主体の幅広い対等な参加と協力が得られるよう、交流や対話を通じた学びの促進、  
35 情報の発信に関する施策を進めていきます。

36  
37 オ 中間的な支援

1 多くの人たちがそれぞれの立場を尊重し、協働しながら、環境保全活動、環境保全の意欲  
2 の増進及び環境教育並びに協働取組を効果的に実践するためには、取組に関連する人的・物  
3 的資源や情報などを各主体に提供し、各主体を繋ぎ、主体それぞれが置かれた状況を整理し、  
4 対話の場を創造し、各主体の関心や意欲を呼び起し、解決策の発見や目指すべき目標への進  
5 行を促すといった、中間支援機能を担う組織や人の存在が重要です。様々な地域等でこうし  
6 た中間支援機能を有する組織や人を創出し、その役割を果たすための施策を進めていきます。

#### 7 8 カ 公正性、透明性の確保

9  
10 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組は、活動の自発性をい  
11 かしながら、「誰一人取り残さない」参加を実現していくためにも、公正性や透明性の確保  
12 が不可欠となります。特に、様々な主体が協働して行うためには、公正性や透明性は、連携  
13 する主体の相互の理解や信頼関係の前提となります。こうした点を踏まえ、施策を進めてい  
14 きます。

#### 15 16 キ 継続的な取組

17  
18 私たちと環境との関わりは、過去から未来へと続いていきます。環境保全活動、環境保全  
19 の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組も、息長く取り組んでいくことが重要です。国民、  
20 民間団体、事業者等が継続的に環境保全活動等に取り組めるようにするために、長期的なパ  
21 ートナーシップや人材確保、人材育成の機会創出を通じて、又は税制、助成、事業委託等を  
22 活用して活動の人的、経済的基盤を充実させることが大切です。学校、民間団体、地方公共  
23 団体、国等の社会のあらゆる主体があらゆる場において、やりがいやボランティアのみに頼  
24 るのではなく、あらゆる人が良質な環境教育及び ESD を受けられるよう、こうした人的、  
25 経済的基盤が安定するような環境づくりに取り組むことが必要です。

#### 26 27 ク 機会均等、公平性の確保

28  
29 私たちの行動は地球環境に影響を与え、また、地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与  
30 えており、私たちは、世代や立場、地域等を越えて等しく環境と相互に関わり合いながら生  
31 活しています。そのため、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取  
32 組は、成育環境や経済状況等に影響されることなく、全ての人たちが人権を尊重され、誰一  
33 人取り残されず公平に取り組む機会を与えられるべきものです。こうした点を踏まえ、施策  
34 を進めていきます。

#### 35 36 ケ 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解

37  
38 里地里山等の自然環境は、人の手をかけることによって維持されます。人の手をかけるこ

1 とで自然環境が形づくられることを体験することは、環境と私たちとの間の生き生きとした  
2 関係を回復することにもつながります。また、限りある自然や資源を大切にしてきた伝統的  
3 な智恵や自然観を学ぶことが必要です。地域の豊かな文化を育てていくためにも、身近な自然  
4 をはじめとした私たちを取り巻く森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等、国土の  
5 生物多様性の損失を止め、反転させ、ネイチャーポジティブの実現を図ることの重要性が理  
6 解されるよう施策を進めていきます。

#### 7 8 コ 切迫した世界規模の環境問題に取り組むことの重要性への理解

9  
10 気候変動や生物多様性の損失といった環境問題は、国や地域を越えた世界的な課題である  
11 とともに、これからの地球環境を左右する切迫した課題です。直面する環境問題の危機的状  
12 況に対応するため、持続可能な社会づくりに資する環境保全活動、環境保全の意欲の増進及  
13 び環境教育並びに協働取組の重要性は一層高まっており、こうした背景を十分認識した上で  
14 遅滞なく施策を進めていきます。

#### 15 16 サ 環境・経済・社会の統合的向上と様々な公益への配慮

17  
18 健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、環境収容力の範囲内で経済社会活動が営  
19 まれ、更には良好な環境が創出されるよう、経済社会システムに適切な環境配慮が織り込ま  
20 れ、環境的側面から持続可能であると同時に、それが、経済・社会の側面においても健全、  
21 公正、持続的で、全体として「Well-being／高い生活の質」につながる経済社会システムが  
22 求められます。また、地域における環境の保全に関する文化や歴史の継承にも配慮して幅広  
23 い視点を持って取り組みます。

#### 24 25 ② 環境教育の推進方策に関する考え方

##### 26 27 ア 環境教育を進める手法の考え方

28  
29 1（3）②を踏まえ、以下の考え方に基づき、環境教育に関する施策を実施していきます。

- 30  
31 ・ 環境教育は、持続可能な社会の実現に向け、行動変容や社会変容を目指す人づくりの活  
32 動であるとの認識のもと、ESD の考え方も踏まえ、「関心の喚起→理解の深化→参加する  
33 態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促し、問題解決に向けた成果を  
34 目指すという一連の流れの中に位置付けること
- 35  
36 ・ 知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や  
37 実践体験を環境教育の中心に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶとい  
38 う観点が大切になること。その際、指導に当たっては、体験や遊びを行うこと自体が目的

1 化されないよう留意すること

- 2
- 3 ・ 持続可能な社会づくりの実現へ向けた、多様な主体同士の対話を通じた学び合いとそれ
  - 4 ぞれの変容の重要性を意識し、環境保全をとりまく多様な課題について、対等な関係性
  - 5 にもとづく対話の機会を促進すること
  - 6
  - 7 ・ 子どもだけでなく、組織や社会のリーダー的立場にある人を含む大人の学びが、個人と
  - 8 組織・社会との相互関連の中で、個人の意識や行動の変化のみならず、組織の変化につな
  - 9 がるのが、社会全体の変容に不可欠であることを意識し、そうした流れを、社会での学
  - 10 びを通じて着実に進めること
  - 11
  - 12 ・ 人と人や、人と社会・環境とが、地域や国を越えてつながり、学び合うためには、デジ
  - 13 タル技術の利活用は有効な手段となる場合もあることから、社会情勢の変化も踏まえ、環
  - 14 境教育を進める手法の選択肢の一つとして必要に応じて積極的に活用すること。その際は、
  - 15 リアルとデジタルの特徴をよく把握した上で、環境教育の目的や内容、対象等を踏まえ選
  - 16 択するとともに、併用する場合は、相互の強みが生かされるよう実践すること
  - 17
  - 18 ・ 環境教育が行われるあらゆる場において、体系的かつ総合的な環境教育を着実に進める
  - 19 ことが可能となるような効果的な仕組みを構築すること

## 20

### 21 イ 環境教育を進めるための施策の考え方

## 22

23 環境は様々な形で私たちの生活や社会経済活動に関わっており、環境教育に関する取組は、  
24 自分の世界と違った世界をつなげるという視点が重要です。身近な家族や仲間のみならず、  
25 時には、世代、組織、地域、分野、国を越境して、日常や人生の過程で深く接して来なかつ  
26 た人との出会いが、つながりの本質や自身や社会等の新しい、あるいは異なる価値を確認、  
27 発見し、対話の中で主体が対話を通じて相互に影響し合いながら変容していく一助となり、  
28 心を動かす大きな要因にもなり得ます。環境教育を推進する施策の効果的な実施のため、  
29 様々な場、主体、世代、地域、施策、国をつないで、多角的な視点を盛り込んでいくという  
30 考え方に基づいて進めていきます。

31 また、これらのつながりは、持続可能な社会づくりに向けた一人ひとりの行動変容や、社  
32 会全体の変容を生み出す素地になり得ます。そのためには、個人、学校、事業者、地域等の  
33 様々な主体をつなぐ中間支援機能が重要です。地域等の実態に即しながら、中間支援機能を  
34 有する人や組織を配置したり、それぞれの主体が持っている中間支援機能を引き出したりす  
35 ることなどを通じて、つながりを素地とした環境教育の実践を推進していきます。

- 36
- 37 ・ 主体をつなぐ
- 38

1 環境教育には、国民、民間団体、事業者、学校、行政等の様々な主体が関わります。こう  
2 した主体がその特徴をいかし、連携、協働しながら活動を展開していきます。

3  
4 ・ 世代をつなぐ

5  
6 環境教育の実効性を高める上で、地域の文化や歴史等の伝承、若者の社会参加など、世代  
7 間の交流を促進していくことは重要です。特に若者の力が発揮されることを促しつつ、世代  
8 間の対話の場を設けるなど、各世代の幅広い参加が得られるよう留意します。

9  
10 ・ 場をつなぐ

11  
12 家庭、学校、職場、地域等の様々な場で環境教育が提供されることが必要です。それぞれ  
13 の場における教育活動が連携し、支え合い、効果が他の場における教育や活動につながって  
14 いくよう留意します。

15  
16 ・ 地域をつなぐ

17  
18 人と人、人と環境、環境と環境とのつながりを俯瞰的に理解するためには、地域間の交流  
19 が促進されていくことが重要です。地域間の交流人口やその地域を応援する関係人口の増加  
20 が図られるよう、地方公共団体と連携、協働した取組を展開していきます。

21  
22 ・ 施策をつなぐ

23  
24 環境教育の対象は、様々な社会経済活動に関わります。地域づくりや防災、民間活動、事  
25 業者の社会貢献活動、国際協力等に関する施策の中でも環境教育は取り扱われます。環境教  
26 育を他の施策と適切につなぐことにより、効果的、総合的に実施していきます。

27  
28 ・ 国をつなぐ

29  
30 気候変動、生物多様性、海洋ごみなど、環境問題は世界規模で生じています。世界規模の  
31 視点に立った環境教育が展開されるよう、若者を含む実践者の国際的なネットワークの構築  
32 に努めていきます。

33  
34 ③ 協働取組の推進方策に関する考え方

35  
36 1 (3) ③を踏まえ、以下の考え方に基づき、協働取組に関する施策を実施していきます。

37  
38 ア 協働取組を進める手法の考え方

- 1
- 2 ・ 地域が抱える社会課題は、様々な要因が複雑に絡み合っており、多様な立場、視点等をもった主体が対話を通じて相互に影響し合いながら変容していくことを踏まえ、様々な
- 3 状況を俯瞰的に観察しながら、順応的に進めていくこと
- 4
- 5
- 6 ・ それぞれの主体が有している能力や資源、知識が異なっていることや、協力、軋轢の歴史といった協働取組を開始する以前の地域が置かれている状況を十分踏まえた上で協働
- 7 取組に臨むこと
- 8
- 9
- 10 ・ 広範な主体の包摂や、明確な基本原則の設定、プロセスの透明性といった適切かつ基本的な運営制度を設計することで、参画する主体の心理的安全性を確保すること
- 11
- 12
- 13 ・ 参画する主体それぞれの強みや立場を互いに理解・尊重した上で、対話を通じて信頼関係を構築し、理解し合うといった過程を循環させながら協働取組を進めること
- 14
- 15

#### 16 イ 協働取組を進めるための施策の考え方

17

- 18 ・ 上記アのような協働取組の手法を地域等に横展開する際は、地域の実情や社会課題の内容、関与する主体によって具体的な実践のあり方が異なる点に留意すること
- 19
- 20
- 21 ・ 協働取組を進めるためには、地域の実情や社会課題の内容等に応じた中間支援機能が重要であること
- 22
- 23
- 24 ・ 協働取組に関する知見や経験を有する既存の中間支援組織が、持続可能な地域づくりに参画している様々な主体から中間支援機能を引き出し、支援することが重要であること
- 25
- 26
- 27 ・ 様々な主体が協働取組に参画し、実践できるよう、中間支援組織に関する積極的な情報提供に努めること
- 28
- 29

### 30 (2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策

31

#### 32 ① 学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

33

##### 34 ア 学校における環境教育

35

36

37 学校においては、教育活動の全体を通じて、児童生徒等の発達の段階に応じた環境教育を、

38 児童生徒等の主体性を引き出しつつ、各教科間の関連に配慮しながら、ESD に則って進め

1 ることが必要です。また、学校は、持続可能な地域づくりを推進するうえで、地域の多様な  
2 ステークホルダーをつなぐ核となり、児童生徒や教職員、その他関係者に様々な出会いや体  
3 験の機会を創出する場です。環境教育を進めるに当たっては、例えば、幼小中高大等の異な  
4 る学年や校種間、地域の住民や民間団体等との学び合いや連携を活かすことが大切です。こ  
5 うした連携は、新たな出会いを通じて、環境教育がその育成を目指す横断的・多面的な視点、  
6 意思疎通の力などを得る上でも有効な機会となります。

7 2008年（平成18年）に改正された「教育基本法（平成18年法律第120号）」において  
8 は、教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う  
9 こと」が規定されました。また、幼小中高の学習指導要領等においては、社会科、理科、技  
10 術・家庭科のみならず他教科等においても環境に関する内容を充実しています。また、環境  
11 に関する教科横断的・総合的な学習が、多くの学校で総合的な学習（探究）の時間において  
12 実践されています。

13 今後、幼小中高それぞれの発達の段階に応じて、児童生徒等が体験を通じて環境について  
14 学ぶ機会が充実されるよう、青少年教育施設、地域の自然や文化等地域社会に存在する資源、  
15 様々な社会経済活動、ビオトープや学校林、学校農場等学校が有する施設等を活用し、生活  
16 体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進しま  
17 す。

18 また、関係府省は、国有林、国立公園、国営公園や河川等の公的な場や、国や地方公共団  
19 体等が設置、運営している施設を、体験活動の場として活用できるよう適切に対応します。

20 児童生徒が、環境教育を通じて自らの行動変容や周囲の組織と社会の変革への参画につな  
21 がる学びを得るために、体験や教材を活用して事物や事象の背後にある意味や相互の関係性  
22 を解き明かすインタープリテーション、学校と地域住民や民間団体・企業などをつなぎ調整  
23 するコーディネーションなどを行うことができる地域の人材を育成、活用する基盤を充実さ  
24 せるとともに、環境教育に関する優れた実践を取り上げ、その成果の普及を図るなど、学校  
25 における教育活動全体を通じた環境教育の更なる充実を図ります。

26 ユネスコの理想を実現するため平和や国際的な連携を実践する学校としてユネスコが認  
27 定するユネスコスクールをESDの推進拠点と位置付け、ユネスコスクールの学校間ネット  
28 ワークを活用した交流・優良事例の共有や、多様なステークホルダーとの連携によるESD  
29 の実践等を通じて、教育手法の変革、さらには教員・児童生徒の変容につながる取組を推進  
30 します。

31 さらに、児童生徒等の学習・生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとするため、  
32 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を充実することは、学校全体としてESD  
33 に取り組むホールスクールアプローチ（Whole School Approach）の向上の観点からも重要  
34 です。このため、既存の学校施設の改修の際に環境を考慮した改修を行うこと、地域在来の  
35 植物に配慮した緑化やビオトープづくり等を通じて学校の屋外教育環境を整備充実させる  
36 こと、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、地域の木材の活用  
37 といった取組を支援すること等により、児童生徒等が環境保全のための技術やその実際の運  
38 用を体験するなど、学校施設を教材として活用した環境教育を進めていきます。これらの取

1 組において、学校周辺の住民や団体、事業者等が参加することを通じて、児童生徒等と住民  
2 や団体、事業者等の双方に学習効果を与えることも期待されます。

3 大学や大学院などの高等教育機関も、環境を題材とした講義や研究課程、公開講座等を通  
4 じ、学生のみならず、地域住民や事業者等を対象にした環境教育の重要な担い手となってい  
5 ます。また、高等教育機関や企業、NPO 法人等が連携して、大学生等に対する環境教育に  
6 資するインターンシップ等の充実に取り組むことも重要です。これらを踏まえ、大学や大学  
7 院が自発的に教育研究の更なる改善を図る過程で、多様な主体との連携が進むよう、必要な  
8 情報提供に取り組めます。

9 学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については、ESD  
10 の視点から、地域や企業等における体験活動や各教科等の学びをつなげていく実践が求めら  
11 れます。さらに、教職員自らも学び、学校の組織や施設の変革を担いながら、児童生徒等に  
12 とっての身近なロールモデルとなることが期待されます。

13 このため、教職員の環境教育に対する俯瞰的な理解やカリキュラム・マネジメント、体験  
14 活動等の実践力の向上など学校全体の取組（ホールスクールアプローチ）の向上に資する研  
15 修を実施し、展開していきます。

16 また、教職員の環境教育の指導力を向上させるためには、研修や講習等への参加促進が重  
17 要であり、各学校においてそのための環境醸成や仕組みづくりが進められることを期待しま  
18 す。

19 一方、学校においては、依然として長時間勤務の教職員も多い中、熱心な教職員は、自主  
20 的な研究会等で他の学校での先進事例を学び、地域の環境保全活動に参加するなど、自ら環  
21 境教育に関する研鑽を積んでいます。学校では、こうした熱心な教職員をはじめとして環境  
22 教育が実践されている一方で、教職員の異動等により、学校内で環境教育が継続しないこと  
23 が少なくありません。また、地域や企業等と連携した体験活動を実施するに当たっては、調  
24 整に時間や労力がかかることなどを理由に、外部との連携が十分に進んでいない状況が見受  
25 けられます。

26 こうした状況に対応するため、教職員の自主的な取組を促進するための措置を講じるとと  
27 もに、こうした一部の熱心な教職員のみにも頼ることなく、教職員が本来持っている意欲や能  
28 力を尊重しつつ、学校における環境教育が組織として進められるよう、教職員の負担を軽減  
29 しながら教育の質や効果を高めていく方策を推進します。具体的には、学校内外における教  
30 職員間のほか、社会教育施設や地域団体、企業等と連携した学習を促進するため、前述の地  
31 域人材の活用のほか、ESD 活動支援センター等の中間支援機能を有する組織の一層の充実、  
32 法に基づく環境教育等支援団体指定制度の積極的な運用を図ります。また、教職員の負担に  
33 よらない外部連携による優れた教育事例を発掘し、共有していきます。

34 さらに、学習指導要領の解説や環境教育、ESD について解説した資料のほか、カリキュ  
35 ラム・マネジメントや環境教育の実践例等を紹介した指導資料、授業で使用できる教材等の  
36 作成に加え、地方公共団体が作成した環境教育指導資料に関する情報の積極的な提供等を通  
37 じて、教職員の指導力の向上を図るための施策を推進します。

38



## 1 イ 地域等幅広い場における環境教育の推進

2  
3 環境問題を始めとした様々な社会課題を自らの問題として主体的に捉え、地域や家庭にお  
4 ける環境教育を活性化していくためには、環境保全に関する意欲を喚起した上で、幼少期か  
5 ら老年期にわたり、意欲に応じて切れ目なく環境について学ぶことができるよう、身近にあ  
6 る地域の資源を学習素材として積極的に活用したり、多様な体験活動の場や機会の充実を図  
7 ることなどを通じて特色ある環境教育を展開し、持続可能な地域づくりに向けた住民の意識  
8 を高めていくことが大切です。さらに、こうした意識の高まりを、住民が暮らす地域やコミ  
9 ュニティにも広げ、地域が抱える社会課題の解決につなげるためには、多様な立場や価値観  
10 を有する住民同士が対話することを通じて、ありたい地域を模索していくことが、社会全体  
11 の変容へと歩みを進めるための一歩となります。また、地域の資源を活用した環境教育を行  
12 う際は、昔から地域に住んでいる人や高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための  
13 知恵をいかすことも大切です。さらに、2019年度からは、森林環境税が森林環境譲与税と  
14 して市町村及び都道府県に譲与され、森林整備及びその促進に充てられることとなり、森林  
15 の保全に意識が向けられることが望まれます。加えて、地域ごとの取組と並行して、気候変  
16 動等の地球規模の問題については、地域間の交流を促進するなどして、全国的に取り組んで  
17 いくことも重要です。その際は、それぞれの地域の理解を得つつ、交流が相互に利益となる  
18 ような仕組みを講じるなどして、継続的な取組とすることが肝要です。

19 政府としては、子どものみならず、組織や地域社会のリーダーを含む大人も対象に、地域  
20 や家庭、様々な組織における環境教育の充実を図るため、関係府省が連携して、自然体験活  
21 動その他の体験活動の充実に努めていきます。国立公園等における子どもの自然体験活動推  
22 進、自然体験の場となる都市公園等の整備への支援、子ども農山漁村交流プロジェクト、森  
23 の子くらぶ活動推進プロジェクト、「子どもの水辺」再発見プロジェクト、「遊々の森」の設  
24 定、水田や水路等を学びの場として活用した体験の場づくり等を推進するほか、地域循環共  
25 生圏構築、認定された「自然共生サイト」等において、環境保全活動、環境保全の意欲の増  
26 進及び、環境教育並びに協働取組を推進していきます。また、地球環境基金、「子どもゆめ  
27 基金」事業、河川整備基金、緑と水の森林基金の活用等により民間団体等が実施する子ども  
28 の体験活動の支援を進めます。さらに、子どもをはじめとする住民が参加する生き物の調査  
29 等により体験活動の機会の確保に努めます。

30 こうした背景事情を踏まえつつ、政府は、今後、参加意欲の喚起という観点から、環境教  
31 育等推進会議の枠組みを活用して、優良事例の収集・周知・表彰、実践者の交流の機会や場  
32 の提供、地方公共団体や企業との連携強化、国の情報発信機能の強化、「体験の機会の場」  
33 のPR等を関係府省が共同して取り組んでいきます。

34 環境教育を促すためには、日常に近い場所や地域の中で、環境学習や実践活動の場や機会  
35 が多様な形で存在していることも必要です。関係府省が連携して、学校施設のほか、公民館、  
36 図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設（以下「社会教育施設」という。）、さら  
37 に身近な自然環境を、住民等の様々な主体が連携した地域ぐるみの環境教育の場として活用  
38 し、様々な機関等が連携・協働して住民自らが地域課題を解決していく「仕組みづくり」を

1 推進することなどにより、地域における環境教育の取組を支援し、全国へ一層普及していき  
2 ます。

3 加えて、ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）やユネスコ世界ジオパークについて、自  
4 然と人間の共生を実現するモデル地域として広く周知を図るとともに、ESD の実践の場と  
5 してこれらの地域における環境学習の取組を促進します。

6 さらに、全国的に発展している幼少期の自然保育活動を行う民間団体の優良事例の展開や  
7 表彰等により、幼少期の取組の活性化に努めていきます。

8 そのほか、国、地方公共団体、民間団体等が設置している環境学習施設や自然体験活動  
9 を行う各種の施設、公害資料館、全国・地域地球温暖化防止活動推進センター、社会教育施設、  
10 消費者センター等の暮らしに関する施設を、地域の環境教育の中に位置付け、地方公共団体  
11 とも連携して、目的、対象に応じて適切に活用し、環境教育をより一層充実させていきます。

12

### 13 ウ 若者の社会参加の促進

14

15 若者は持続可能な社会づくりの担い手として重要な存在であり、若者が環境に関わる社会  
16 課題への関心や課題解決に資する創造性のあるアイデアを、主体性を保ちながら生み出して  
17 いくことが重要です。その際は、地域のあるべき姿について多様な主体と対話することを通  
18 じて、社会への帰属感や当事者意識を育むことが必要です。また、学校教育で学んだ知識や  
19 技能等を実践にいかすという意味においても、実際に社会での活動等に参加することを通じ  
20 て学ぶプロセスが重要となります。さらに、これらの過程で見出した意見やアイデアを、関  
21 連する人たちを巻き込みながら、社会に発信していく能力について経験を通じて獲得してい  
22 くことが、社会を変容するための力になります。

23 政府は、こうした背景を踏まえ、環境活動を行う高校生や大学生に対し、関係省庁が連携  
24 して、環境教育やESDの要素を取り入れながら、活動の充実を図ったり、多様な主体と連  
25 携するための機会や創造性のあるアイデアを発表したり、地方公共団体や企業等と連携しな  
26 がら実践していく機会についての情報の提供等を行っていきます。

27 また、地域活性化、国際理解、食育、科学コミュニケーション等、多様な社会課題の解決  
28 に取り組む若者層に対して、環境への関心を喚起するため、国の普及啓発施策の強化に加え  
29 て、高校生や大学生のネットワーク化の促進、体験の機会の場を活用した学びの提供等を行  
30 っていきます。

31 さらに、若者に芽生えた意欲が、より大きな社会の変革につながっていくよう、政策形  
32 成において若者の意見を積極的に取り入れるための方策を講じていきます。

33

### 34 エ 人材・組織の育成・活用

35

36 政府は、独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置運営する国立青少年教育施設や関係  
37 府省の地方支分部局等において、立地条件や各施設の特徴をいかし、生活体験活動や自然体  
38 験活動等の場、多様な活動の機会の提供等の取組を一層充実させます。さらに、これらの施

1 設や自然共生研究センター等の環境研究施設を活用した研修会の開催等により、生活体験活  
2 動や自然体験活動等を支援する指導者の養成及びその質の向上を推進していきます。

3 このような研修を受けた人材のほか、例えば、体験や教材を活用して事物や事象の背後に  
4 ある意味や相互の関係性を解き明かすインタープリテーションをはじめとする効果的な環  
5 境教育を行うことができる人材、環境カウンセラーや科学技術者のように環境に関する専門  
6 的な知識等を有する人材、ファシリテーターやコーディネーター、アクセラレーターの一  
7 に多様な主体による連携を促す人材を積極的に活用するとともに、安定して活動できるため  
8 の環境づくりを行うことは、学校や地域における環境教育を充実させる上で有意義であるの  
9 みならず、活躍の場が増えることで、そうした環境人材の育成が更に推進されることにもな  
10 ります。

11 特に、環境教育で重要となる体験活動や実践活動は、学校外の専門家や地域で環境に関す  
12 る活動を実践しているリーダーの参加を得て行うことが有効です。

13 環境保全に関する専門的知識と指導を行う能力を有する人材を育成又は認定する事業(人  
14 材認定等事業)等により育成又は認定された人材等が、学校や地域において積極的に活用さ  
15 れるよう、必要な情報の提供を行うとともに、特別非常勤講師制度等の活用を進めていきま  
16 す。

17 学校や地域における出前授業や自然体験活動等の環境教育において、学びの質や効果を高  
18 めつつ、学校外の専門家や民間団体、事業者等を活用したり、連携したりする際は、これら  
19 の専門家等と学校や地域のハブとなる中間支援組織やコーディネーターが必要であること  
20 から、ESD 活動支援センター等の中間支援組織やコーディネーターの発掘、育成及び拡大  
21 に取り組んでいきます。学校では、学校外の専門家を効果的に活用するため、教職員と専門  
22 家の間の効果的な連携が大切です。プログラム作成の段階から授業の趣旨や児童生徒等の発  
23 達の段階等について十分に情報交換し、また、専門家の授業への関わり方等について十分意  
24 思疎通を図り、教職員と専門家が適切に役割分担して授業を行う工夫が必要です。この際、  
25 中間支援組織やコーディネーターだけでなく教職員もコーディネーターとしての役割を担  
26 う場合があり、このための能力の向上を図ることも必要です。

27 また、事業者が行う出前授業等の環境教育や環境保全活動に、NPO 法人等も参画するこ  
28 とは、NPO 法人等の人材を育成し、健全な市民社会を構築することにも資するため、事業  
29 者と NPO 法人等の協働も進めていきます。

30 教職員や自然体験活動等の指導者等の環境教育の実践者を育成するためには、中間支援組  
31 織が有するネットワークを活用して、相互に学び合うことが有効です。実践者同士をつなぐ  
32 重層的なネットワークを構築し、ノウハウを共有するとともに、活動を奨励し、実践者の意  
33 欲や能力を引き出すことが重要です。

#### 34 オ プログラムの整備

35  
36  
37 住民、民間団体、事業者、行政等が連携、協力し、発達段階、理解力、活動の場やテーマ  
38 に応じ、学習段階ごとのねらいを明らかにし、体系的なプログラム整備を図る必要がありま

1 す。また、プログラムや教材は、地域の特性に加え、デジタル化など利用者の使い勝手を考  
2 慮し、社会情勢にも対応しながら、汎用性の観点から作成、改良、応用されることが重要で  
3 す。

4 このため、政府は、地方公共団体や民間によるプログラムづくりを支援するため、様々な  
5 主体が作成したプログラムや教材、指導資料、実践事例等についてインターネット等を活用  
6 して共有・周知していきます。

7 特に、学校現場に対して提供するものについては、単なる環境課題の説明にならないよう、  
8 児童生徒の視点に立ち、教職員の負担を考えながら、その内容が学校の地域特性やニーズに  
9 かなったものを提供していきます。その際、学校現場だけでなく、地域の企業や団体、社会  
10 教育施設等と連携を図り、担い手の多様化、学習機会や内容の充実を図り、そこで得られた  
11 ノウハウを継承及び波及させていくという観点が重要です。

12 また、効果的なプログラムを開発、普及するためには、様々な主体の連携が必要であり、  
13 これらの連携を促進するため、中間支援組織の活用や、法に基づく環境教育等支援団体指定  
14 制度の積極的な運用を図ります。

15 加えて、環境教育のプログラムのみならず、指導者等を育成する多様なプログラムの普及  
16 を促進します。

17 プログラムの内容は、環境問題や自然についての知識を得たり、体験、調査、遊びを通じ  
18 て関心を高めたりするものであることに加え、そこから一歩進んで、環境問題の原因、これ  
19 を解決するための具体的な対策、また、環境と私たちの社会の在り方、さらに将来のあるべ  
20 き社会について自ら考えつつ、環境・経済・社会の統合的向上を図りながら、地域課題を解  
21 決するための具体的な取組へと結びつけていくことができるようなものであることが重要  
22 です。その際、過去の公害の経験について学び、現在の環境問題の解決にどのようなにか  
23 かを学ぶこと、また、例えば、「沈黙の春」、「成長の限界」、「我ら共有の未来」、「地球憲章」  
24 等の国内外の重要な文献や文書について取り上げ、環境問題への警鐘はどのように鳴らされ、  
25 環境問題の解決のための基本的な原則としてどのようなことが提案されているか学ぶこと  
26 も大切です。さらには、地域や現場のニーズに応じて実効性のある環境教育等の取組を企画  
27 し、実践できる人材が効果的に育成されるよう、法に基づく人材認定等事業登録事業者、環  
28 境教育等支援団体指定事業者及び体験の機会の認定事業者と連携して、指導者等を育成する  
29 多様な研修プログラムの充実、提供を図っていきます。

30

## 31 カ 情報の提供

32

33 環境教育の取組を促進していく上では、環境に関する正確な情報を入手できる情報提供の  
34 体制の充実が必要です。児童生徒等が主体的に学習したり、教職員が授業のために必要なデ  
35 ータを活用し、環境教育の教材を作成したりするためには、環境に関する正確な情報を必要  
36 なときに必要な形で、一元的に入手できるよう、利用者の目線に立って情報基盤を整備して  
37 いくことが求められます。

38 このため、政府は、人材、教材、施設等に関してインターネット等を活用した情報共有シ

1 ステムを構築していきます。

2 さらに、政府は、自らの環境教育に関する情報を分かりやすく提供するだけでなく、国民、  
3 民間団体、事業者、学校、地方公共団体等の環境教育に関する表彰された取組などの具体的  
4 な事例や情報を収集、分析、整理し、インターネット等を活用して、広く国民に提供してい  
5 きます。

6

## 7 キ 各主体の連携

8

9 国民、民間団体、事業者、行政等の各主体による連携を推進するため、必要な情報が各主  
10 体に行き渡るよう情報の提供に努めるとともに、地域の環境保全等に資する活動を支援する  
11 中間支援組織やコーディネーターを育成し、地域で活用、活躍できるよう支援します。

12 また、これらの中間支援組織等による取組を通じて、地域の協力も得ながら総合的な学習  
13 (探究)の時間を効果的に実施すること、地域に根ざし、地域や異世代・異分野の人たちと  
14 一緒に日常的な環境教育を進めるため「環境クラブ」のような課外活動を設けること、学校  
15 評議員制度や学校評価を通じて地域と学校が連携し、環境教育の視点を確保することも大切  
16 です。また、各地の先進的な連携の事例についての情報の収集や提供を行うとともに、シ  
17 ンポジウム等を通じて、各主体をつなぐ手法等を全国に普及していきます。

18 地方公共団体において、環境部局と教育部局のみならず、市民、農林水産、経済、都市、  
19 土木、交通等環境教育に関係する様々な部局間で連絡調整が行われるようになることが重要  
20 です。特に、環境部局と、教育部局又は教育委員会との間の連携が必要不可欠です。

21 このため、都道府県又は市町村が法第8条の2に基づいて環境部局と教育部局や教育委員  
22 会、その他の関係部局から構成される環境教育等推進協議会を組織する場合には各部局の連  
23 携が推進されるよう、政府は助言を行います。

24

## 25 ク 環境教育の更なる改善に向けた調査研究

26

27 政府は、環境教育の実施状況、内容や方法についての国内外の調査研究を行い、この調査  
28 研究結果を踏まえて環境教育の改善に努めていきます。また、この調査研究結果を幅広く提  
29 供し、様々な場での環境教育や指導者育成のための研修にいかしていきます。

30

### 31 ② 職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組

32

33 持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策や生物多様性への対応等、企業の果たすべ  
34 き役割は増しており、職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育等の  
35 取組は、企業価値の向上や投資の拡大、優秀な人材の確保といった企業活動そのものに直結  
36 する動きが進んでいます。さらに、こうした動きは企業単体のみならず、バリューチェーン  
37 全体にも求められています。一方、企業においては、こうした取組を先導する人材が不足し  
38 ており、環境教育等を通じた人づくりが求められています。

1 そうした中、持続可能な社会づくりと自社の存在意義を一致させるとともに、各職員とそ  
2 れらを共有することを通じて、職場において職員一人一人の環境に関する意識を高め、主体  
3 的に取組を進める意欲を増進するとともに、イノベーションにつながるような創造性のある  
4 取組の発案を促すことは、その職場からの環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取り  
5 組まれる施策や事業をより環境に良いものとし、ひいては持続可能な経済・社会システムを  
6 構築していく上での基盤となります。特に、職員の主体性を引き出し、創造性を向上させる  
7 ことは、持続可能な社会づくりを企業が先導していくための先鞭となり、企業価値の向上に  
8 もつながります。

9 さらに、職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育は、社会人への環境教育等を行  
10 う有効な機会の一つであり、また、職場において環境教育を受けることにより、その人の家  
11 庭や地域における取組につながることを期待されます。また、職場としてボランティア活動  
12 等の社会貢献活動や持続可能な地域づくりに取り組んだり、職員が個人としてこれらの活動  
13 に参加しやすい職場の環境づくりに取り組んだりすることは、民間団体、事業者、行政を問  
14 わず、社会的責任の観点や外部との協働取組を進める上で重要です。加えて、ISO14001 や  
15 エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムは、その組織の環境保全の取組を外部か  
16 ら見えやすくします。

17 こうした職場における取組は、バリューチェーンのほか、中小企業を含めた企業全体にお  
18 いて取り組まれることが有効であり、国や地方公共団体においては、率先垂範して取り組む  
19 ことに加え、企業がこうした取組を進めやすくするような環境整備を行うことが重要です。

20

## 21 ア 環境に関する研修等の充実

22

23 国においては、行政のみならず立法、司法すべての機関の職員が、通常の業務や各種施策  
24 を実施する際に、環境への配慮を織り込むために必要な知識が得られるよう、政府で行われ  
25 ている様々な研修において環境に関する講座の充実を図ります。

26 また、より高度で専門的な環境教育を受けられるよう、環境省の環境調査研修所の研修を  
27 はじめ、関係府省の研修を強化し、職員が必要な研修を受講するよう積極的に働きかけます。

28 これらの研修は、単に環境についての知識を得るだけのものではなく、職員の環境保全に  
29 取り組む意欲を高めるよう、「体験の機会の場」を積極的に活用していきます。また、政府  
30 は、所管する独立行政法人等及び地方公共団体の職員、とりわけ地域と密接につながる市区  
31 町村の職員に対し、国の職員と同様に、その職員に対する研修において環境に関する講座を  
32 設けることについて働きかけていきます。

33 事業者においては、表彰制度等により、従業員に対する環境教育や環境保全活動を通じた  
34 人づくりに関する優良事例が蓄積されています。こうした受賞事例の横展開や、企業研修に  
35 おける体験の機会の場の活用促進を通じて、企業における環境教育等に対する機運をさらに  
36 高めていきます。また、それらの環境教育等を進める際には、地域の民間団体等の社外の主  
37 体と協働することが望ましいため、環境保全活動や環境教育の実践を支援する中間支援組織  
38 の活用や、法に基づく環境教育等支援団体指定制度の運用等を通じて、適切な連携先を見つ

1 けやすくするための情報を提供していきます。

2

3 イ 多様な環境保全活動への参加促進とそれを通じた学びの推進

4

5 環境保全活動は、これまで推進することとされてきたボランティアにとどまらず、持続可  
6 能な地域づくり等その態様を広げてきています。多様な主体が環境保全活動に参加していく  
7 重要性が高まっている一方、少子高齢化や、地域格差の拡大等により、ボランティア活動や  
8 持続可能な地域づくりといった環境保全活動の担い手の減少が懸念されています。一方、働  
9 き方改革により、仕事以外のことに目を向けることが可能となる時間が増大するとともに、  
10 新卒で会社に入り、定年で引退するという単線型の人生にこだわらない多様なキャリア・デ  
11ザインの浸透といった動向を背景に、学び直しを促進する取組が進められています。

12 こうした背景を踏まえて、子どもから高齢者といったあらゆる年代の方々を対象に多様な  
13 環境保全活動への参加の機会を提供し、活動を通じた学びを促進します。

14

15 ウ 情報の提供、表彰

16

17 環境省は、従業員向けの環境教育等に関して助言や指導を行うことができる人材を環境カ  
18 ウンセラーとして登録し、その役割を公表し、その活用を促します。その他、民間団体、事  
19 業者、行政等が育成又は認定している環境保全に関する指導者の中には、事業者が従業員向  
20 けに行う環境教育等に活用できる人材も多いことから、法に基づき登録された人材認定等事  
21 業を始めとした人材情報についても広く提供します。

22 また、積極的に従業員向けの環境教育、環境保全の意欲の増進、環境保全活動の支援を行  
23 っている事業者に対し、表彰その他により支援します。

24

25 ③ 環境教育等支援団体の指定

26

27 国民や民間団体等が、環境保全活動や環境教育等の活動を効果的に行うためには、他地域  
28 や他団体等における同様の活動等に関する情報の入手や、各分野における専門的な助言を得  
29 ること、さらには指導者などのあっせん又は紹介を受けることなどが有効です。特に学校で  
30 の環境教育においては、他団体との連携が十分に進んでいない状況が見受けられることから、  
31 こうした中間的な支援を受けながら、教職員の負担軽減と教育内容の質の確保の両立を図っ  
32 ていくことが有効です。

33 そのため、そうしたサービスを提供する団体の社会的な信頼性を高め、支援を求める者が  
34 適確な支援を受けることができるよう、業務を継続的に実施するための必要な資力を有して  
35 いることや、十分な経験を有していること、そして公正かつ適確な支援業務の実施が見込ま  
36 れることを指定の要件として、環境教育等支援団体の指定制度の適切な運用をしていきます。

37 また、民間団体による独自の創意工夫によって自発的に行われてきた支援が、指定によっ  
38 て損なわれることがないように運用を図ります。

1       さらには、指定制度の普及を図るとともに、その実効性を高めるため、政府は、環境教  
2 育等指定団体の事業概要や成果等について広く周知するほか、指定を受けていることを証す  
3 るマークを活用するなどして、認知度の向上に努めていきます。

#### 4 5       ④ 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供

6  
7       持続可能な社会を実現するためには、環境保全等に資する人材が多面で活動することが  
8 重要であることから、民間団体、事業者等が行う人材認定等事業の社会的な信頼性を高める  
9 こと、環境教育等や協働取組の促進に必要な能力を向上する機会を広く提供することを目的  
10 として、法に基づいて、人材認定等事業の登録制度の適切な運用をしていきます。

11       この登録制度の対象となる事業は、本来、自発的に行われてきた事業であり、民間ならで  
12 はの創意工夫により、社会のニーズに対応して事業が展開されています。こうした民間なら  
13 ではの良さを損なうことのない運用を図ります。

14       学校や社会教育等の環境教育の現場においては、信頼に足る人材や教材についての情報が  
15 欲しいという要請があります。このため、登録制度では、人材認定事業又は人材育成事業に  
16 ついては、指導者を育成する上で必要最低限度のレベルを有している事業であって、公正か  
17 つ継続的な運営を行っているものを登録の対象とし、現場に提示していきます。

18       また、教材開発・提供事業については、政治的、宗教的に一方に偏った立場のものでなく、  
19 環境の保全についての理解を深め、環境保全活動を行う意欲を増進するために効果的な教材  
20 開発を行っている事業であって、公正かつ継続的な運営及び教材提供を行っているものを登  
21 録の対象とし、現場に提示していきます。

22       さらには、登録制度の普及を図るとともに、その実効性を高めるため、政府は、人材認定  
23 等事業の登録を受けた場合、その事業概要や成果等について広く周知するほか、登録を受け  
24 ていることを証するマークを活用するなどして、認知度の向上に努めます。

#### 25 26       ⑤ 拠点機能整備

##### 27 28       ア 政府の拠点機能整備

29  
30       環境省は、国連大学と共同で企画し設置した地球環境パートナーシッププラザや、地方環  
31 境事務所ごとに設置している地方環境パートナーシップオフィスを、持続可能な地域づくり  
32 に向けた住民、民間団体、事業者、行政等による対話を通じた協働取組を促進するための拠  
33 点として活用し、先進事例の紹介や各主体間の連携促進のための意見交換会の開催のほか、  
34 民間団体等の政策形成機能の強化や、自立した地域づくりへの伴走支援等に努め、世代や立  
35 場、分野を超えた環境教育や協働取組の促進等に取り組んでいきます。加えて、これらの組  
36 織で培った中間支援機能に関する豊富な知見や経験を、地域等で中間支援組織となり得る  
37 様々な組織・団体に共有することを促すことにより、地域等の特性にあった協働取組を通じ  
38 た地域づくりを推進していきます。



1 また、文部科学省と環境省の共同事業として設置した ESD 活動支援センター（全国・地  
2 方）を ESD 推進のためのネットワークの拠点として活用し、学校、社会教育施設、民間事  
3 業者等における環境教育・ESD の推進に向けて、団体・組織同士の学び合いを通じた教育  
4 内容の質の向上や指導者等の育成のほか、ESD の推進に資する相談支援や情報提供等の中  
5 間支援機能の発揮に努め、あらゆる機会や場所で ESD に基づく環境教育が推進されるよう  
6 取り組んでいきます。さらに、ESD 推進のためのネットワークを通じて、テーマ別の学び  
7 合いによる ESD 活動の高度化を図るとともに、多様な主体が参画する本ネットワークの特  
8 性を踏まえ、ネットワークの拡大と重層化を進めます。

9 このほか、拠点の機能の強化の観点から関係府省の地方支分部局等では、環境教育等に関  
10 する情報の収集や提供を行うほか、事業を実施する際に民間団体や地方公共団体等との協力  
11 を推進します。また、防災ステーション等における地域のニーズを反映した環境教育等の支  
12 援機能の整備を進めます。

13 現在、各地にある青少年教育施設、森林、自然公園、都市公園、河川、湖沼、海岸、港湾、  
14 漁港、農地等の機能の充実や強化、拠点間の連携を図り、効果的な支援を進めていきます。

15 さらに、周辺の地方公共団体が整備した拠点、学校、公民館、博物館等の文教施設、民間  
16 団体や事業者等が設立又は運営している環境学習施設、自然体験活動を行う各種の施設、全  
17 国・地域地球温暖化防止活動推進センター、公害資料館、民間団体等を支援するための施設、  
18 見学を受け入れている工場等各種拠点との連携の強化や役割分担を図っていきます。

#### 20 イ 地方公共団体の拠点機能整備に対する支援

22 地方公共団体が行う拠点の整備や運営に関し、全国各地の取組事例や人的資源に関する情  
23 報交換等を通じて、地方公共団体の拠点が有効に運営されるよう支援を行います。

24 また、拠点を効果的に運営できるよう、環境調査研修所等において研修を様々な形で開催  
25 し、地方公共団体の拠点を担う人材を育成していきます。特に、こうした拠点では住民、民  
26 間団体、事業者、行政等とのパートナーシップづくりを促進できるようなコーディネータ  
27 ーの存在が不可欠であり、こうした人材の育成に取り組めます。

#### 29 ⑥ 体験の機会の場の認定

31 体験の機会の場は、地域や国を越えた交流を促進し、地場産業の担い手の育成や、ひいて  
32 は日本の環境の魅力を海外に発信するポテンシャルを有しています。これを踏まえ、政府は、  
33 体験の機会の場を「地域や国を越えた交流の拠点」と位置付けて、地方公共団体と連携して  
34 認定の促進を図ります。また、体験の機会の場同士の連携や交流を促進することにより、体  
35 験プログラムの質的向上や運営の改善等を図るほか、環境教育等に関する研修・イベント等  
36 で場を積極的に活用するとともに、認定事業者の実践事例や自発的な研究成果を国内外問わ  
37 ず広く発信して、地域の魅力も高めていきます。

38 さらに、認定制度の普及を図るとともに、その実効性を高めるため、体験の機会の場の

1 認定を受けた場合のメリットやその事業概要、成果等について広く周知するほか、認定を受  
2 けていることを証するマークを活用するなどして、認知度の向上に努めていきます。

3 なお、認定に際しては、場の性質に応じて一定の安全確保が講じられることを認定要件と  
4 して、体験の機会の場の信頼性の確保に努めます。

5

#### 6 ⑦ 各主体間の協働取組の在り方の周知

7

8 連携や協働、パートナーシップという言葉は、様々な場面で使われています。効果的な協  
9 働取組のためには、各主体の間で、協働取組の進め方や実現される目標がしっかりと共有さ  
10 れることが不可欠です。とりわけ、持続可能な地域づくりのためには、多様な主体による対  
11 話の過程を経ることが重要です。このような課題に対し、協働取組の指針やガイドラインの  
12 策定が地方公共団体等により進められています。協働取組の経験を蓄積し、効果的な実施の  
13 ための考え方を共有していくことが必要です。

14 また、協働取組を広げていくためには、コーディネーターやファシリテーター、アクセラ  
15 レーターの役割を含む中間支援機能を担う人材が不足しており、その発掘、育成が重要です。

16 政府は、自らの又は地域における協働取組の事例、地方公共団体の協働取組の指針等につ  
17 いて調査し、結果を提供します。また、環境保全に関する協働取組の在り方について共通理  
18 解が広まるよう検討し、地球環境パートナーシッププラザや地方環境パートナーシップオフ  
19 ィスによる実践の場を通じた取組を進めます。さらに、これらの組織の活用を通じて人材の  
20 発掘、育成を進めるとともに、人材を育成又は認定する民間事業について、人材認定等事業  
21 の登録制度を活用しながら、情報の収集とその提供を行います。

22

#### 23 ⑧ 情報の積極的公表・発信

24

25 環境問題への取組を進める上では、参画する各主体間で必要な情報を共有することが不可  
26 欠です。このため、必要な情報を有する主体は、その情報の提供、共有に積極的に努めな  
27 ければなりません。

28 また、公表される情報は、難解であり、又は情報量が多すぎるため、さらに、個々の環境  
29 分野同士の関連性が分かりにくかったり、それぞれの情報が活用場面ごとに一元的に整理さ  
30 れていなかったりするため、特に国民や民間団体、子どもが十分に理解できない場合がある  
31 という課題があります。また、情報が公表される時期や範囲も取組を進める上で適切なもの  
32 でなければなりません。

33 政府としては、情報の積極的な公表について、以下のように取組を進めていきます。

34

#### 35 ア 政府の保有する情報の積極的公表・発信

36

37 政府が保有する環境保全に関する情報については、受け手側のニーズを考慮した構成や内  
38 容を重視し、正確で網羅的な情報をインターネットを通じて提供し、また、各種の白書、調

1 査報告書等により、分かりやすく積極的に情報発信することにより持続可能な社会づくりに  
2 向けた機運を醸成します。特に、近年深刻化している気候変動を受け、国民が一体となって  
3 脱炭素社会の実現につながる行動変容に取り組めるよう、積極的な情報発信、普及啓発を実  
4 施するとともに、環境教育を推進します。

5 これらの情報の公表に当たっては、広く環境保全活動や環境教育の現場にまで迅速に伝わ  
6 るよう民間団体、人材認定等事業を行う登録民間団体等、地域に整備する拠点、環境カウ  
7 セラーや化学物質アドバイザー等の人材、報道機関等に対して、積極的に情報提供します。

8 情報については、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等のマスコミュニケーションや SNS、イン  
9 ターネットを通じて効果的な伝達に努めます。また、ワークショップ、舞台芸術、コンサ  
10 ート等の直接人と人が参加する場を通じて普及啓発等を行う民間団体等と協力して、効果的な  
11 情報の伝達を進めます。

12 特に子どもに対しては、関係府省が行う子どもを対象とした見学会、環境月間等で催され  
13 る行事、パンフレット等を活用し、分かりやすく、興味が抱けるような形で情報を公表して  
14 いきます。

#### 15 16 イ 公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供

17  
18 国民、民間団体、事業者等が公表した情報については、地域の拠点等を通じて、収集し、  
19 整理した上で、結果をインターネットや地域の拠点等を通じて広く提供していきます。また、  
20 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する  
21 法律（平成 16 年法律第 77 号）」に基づき一定の公的法人による環境報告書の作成、公表を  
22 進めるとともに、環境報告書に関する事業者の自主的な取組を、環境報告書の利用の促進、  
23 信頼性の向上の観点から支援します。

#### 24 25 ⑨ 国際的な視点での取組

26  
27 環境保全に自ら積極的に取り組むには、国内だけでなく国際的な視野に立ち、世界と手を  
28 つなぎ協力していくことが必要です。

29 我が国は、国際的な動きを踏まえ、国内で環境教育等に適切に取り組むとともに、我が国  
30 の経験をいかし、国際的な協力を様々なレベルで進め、ESD や協働取組のあるべき姿を国  
31 際的に発信していきます。

#### 32 33 ア 国際的な動きを踏まえた国内での対応

34  
35 第 2 期 ESD 国内実施計画に基づき、開発教育、福祉教育、多様な文化や歴史についての  
36 教育、平和教育、人権教育等幅広い分野の教育と連携しながら環境教育を進め、あらゆる人々  
37 が、質の高い教育の恩恵を享受し、一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また、環境との  
38 関係性の中で生きていることを認識しながら持続可能な社会づくりに参加する世界を実現

1 することを目指します。

2 こうした取組を、政府だけでなく、地方公共団体、企業、国民等とともに展開していくた  
3 め、環境省と文部科学省が共同して開設した ESD 活動支援センターや、環境省と国連大学  
4 が共同で企画し設置した地球環境パートナーシッププラザ等の拠点を通じ、国際的な情報の  
5 国内への普及、国内の動向に関する情報の海外への発信を進めていきます。

6

## 7 イ 国際社会との協力

8

9 政府は、持続可能な開発のための教育に関する我が国の優良事例を国際的に発信し、これ  
10 らの事例を共有するほか、環境教育に関する国際的な対話の場の設定やネットワーク作りを、  
11 国民、民間団体、事業者、地方公共団体等と連携して推進します。また、我が国の提案によ  
12 り「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」が世界で取り組まれることになった経緯を  
13 踏まえ、関係国際機関と必要な協力を図りながら、開発途上地域に対する環境協力において、  
14 人づくりの視点を重視し、我が国の経験をいかして現地の持続可能な開発を担う人材を育成  
15 するため、環境教育の強化のための支援に関する取組を実施していきます。その際には、現  
16 地の事情に精通した民間団体等と連携しつつ、現地のニーズを十分に把握し、持続可能な社  
17 会づくりを念頭に協力の内容、手法を検討し、効果的な実施に努めます。

18 また、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金、外務省の NGO 事業補助金や無償  
19 資金協力、日本郵便株式会社の寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金や社団法人  
20 国土緑化推進機構の緑の募金等開発途上地域で環境協力を行っている民間団体に対する既  
21 存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の充実及び強化を図ります。

22

## 23 3 その他の重要事項

24

### 25 (1) 各主体間の協働取組

26

#### 27 ① 政府と国民、民間団体、事業者等との協働取組における留意事項

28

29 国民、民間団体、事業者の自発的な取組が、環境の保全において大きな役割を果たすこと  
30 を踏まえ、環境保全に関する施策その他の持続可能な社会づくりに関連する施策の策定や実  
31 施に当たっては、パブリックコメント、公聴会、意見交換会等により環境保全に取り組む国  
32 民各界各層の意見を聴く機会を多く設け、様々な主体との間で経験や考え方を共有するた  
33 めの対話を一層進めるほか、政策に関する提案を積極的に受け付け、活用するなど、国民、民  
34 間団体、事業者との連携に留意します。

35 また、国民、民間団体や事業者との間で協働取組を行う際には、協定などによって参加す  
36 る主体の役割分担を明らかにすることとします。

37 このような政府と国民、民間団体、事業者等との協働取組に当たっては、自発性を尊重し、  
38 適切な役割分担を図るとともに、国民、民間団体、事業者等が参画して連携の在り方の評価、

1 改善を行うことにより、協働取組のより良い方法について検討を進めます。

## 3 ② 政府と地方公共団体との連携強化

5 地方公共団体の担当者を対象として開催する会議や地域の拠点を活用し、緊密な情報交換  
6 を行い、地方公共団体との連携を更に強化していきます。

7 地方公共団体との連携を図る際には、地方公共団体内でも環境部局と教育部局をはじめ、  
8 市民、農林水産、経済、都市、土木、交通部局間の横の連携が図られるよう、関係府省が連  
9 携して適切な配慮を行うよう努めます。

10 特に、住民や家庭に近く環境教育等について大きな役割を果たしている市区町村や学校と  
11 の情報交換や連携の更なる強化に努めます。

12 法に規定されている理念や事項にのっとり、都道府県及び市区町村は、環境保全活動、環  
13 境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する施策を策定し、及び実施す  
14 るよう努めること、その推進に関する行動計画を作成するよう努めることとされていますが、  
15 各地方公共団体の間で施策や計画等について情報交換が行われることが必要です。また、行  
16 動計画の策定、施策の実施や評価において、幅広く意見を聴取し、また行動計画の作成又は  
17 変更の提案を受け付けるなど、住民が参加する仕組みを設けることが期待されており、政府  
18 は、先進事例等に関する情報交換の場の提供や情報提供を進めます。

## 20 ③ 関係府省の連携強化

22 政府は、法第 24 条の 2 に基づき、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土  
23 交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する環境教育等推進会議を開催し、緊密に  
24 情報を交換することで、関係府省の連携を一層強化して、環境保全活動、環境保全の意欲の  
25 増進及び環境教育並びに協働取組を適切に推進していきます。

### 27 (2) 基本方針の達成状況の検証

29 基本方針に基づき講じられた環境教育及び ESD の取組について、その進捗度を検証する  
30 ため、アウトプット指標とアウトカム指標等を整理し、指標を設定することを検討します。  
31 また、適切な指標の設定が容易でない施策については、下記 3 (3) 等による調査を踏まえ  
32 た対応について検討を進めます。

### 34 (3) 法の施行状況についての検討、見直しの準備

36 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する各種施策につ  
37 いて、毎年の進展状況とそれによる効果等について必要な調査を行います。また、上記 3 (2)  
38 に基づき施策の検証を行った上で、その成果や課題を総合的に捕捉していきます。加えて、

- 1 持続可能な社会づくりに向けた参加の意欲を促すため、ロールモデルとなるような事例を引
- 2 き続き収集して、公表していきます。さらには、施策の改善に向けて、国民各界各層の意見
- 3 を聴きながら検討を行い、その検討結果を基に、本基本方針改定後5年を目途に、本基本方
- 4 針の改定等必要な措置を講じます。